

認定農業者・認定新規就農者 御中
(補助上限未到達団体 御中)

南砺市ブランド戦略部
農政課

「令和8年度草刈り・水管理労力等軽減事業補助金」の申請について(ご案内)

日頃より、市農政事業にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、市では、令和6年度から、草刈り・水管理作業等労力の軽減するため、小規模草刈機、水管理システム等(以下、「補助対象機械等」という。)を実証的に導入して、効果を測ることを目的に、補助対象機械等を導入する費用の一部を、予算の範囲内において助成する草刈り・水管理労力等軽減事業補助金を創設しました。

つきましては、令和8年度交付申請書等の関連書類を送付いたしますので、ご活用される団体におかれましては、下記のとおり関係書類をご提出ください。

記

1. 補助金名:『草刈り・水管理労力等軽減事業補助金』

2. 概要(趣旨、交付要件、補助金の額、スケジュール等):詳細は、別添補助金の概要のとおり

[補助対象者]: 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織

[補助対象機械等]:

- ・小規模草刈機(ウイングモア、スパイダーモア等、ただし、刈払機を除く)
 - ・水管理システム(水位センサー、給水ゲート等)
 - ・育苗ハウス温度管理システム
- など(※通信費などのランディングコストは対象外)

[補助金の額] 補助対象経費(税抜)の2分の1以内(上限:3年間で200千円/経営体)

※支援事業は3年間(R6~R8)実施予定。上限:3年間で200千円/経営体

例:令和6年度50千円交付、令和7年度50千円交付の場合…

令和8年度交付申請可能額は100千円となります。

3. 提出書類： ・(草刈り・水管理労力等軽減事業)[様式Ⅰ号]交付申請書
・整備する補助対象機械等の金額の分かる資料(見積書)
・市税完納証明書(納税の実績がある場合)
 ※各市民センターで発行。手数料 300 円がかかります。
・その他市長が必要と認める書類

4. 交付申請書提出期限：原則、令和8年12月 28日(月)

※ 交付申請書をご提出頂いた後、市から交付決定通知書を送付します。(交付決定通知日以後の購入・納品されたものが対象です。)

※ ご不明な点等がございましたら、事務担当までご連絡ください。

【事務担当】

南砺市ブランド戦略部農政課農政係 鈴木 山口

電話番号 0763-23-2016

FAX 0763-52-6348

E-mail nouseika@city.nanto.lg.jp